九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

商事判例研究

原,弘明 九州大学大学院法学府: 博士後期課程: 商法

https://doi.org/10.15017/14720

出版情報:九大法学. 96, pp.103-117, 2008-02-28. Kyudai Hogakkai

バージョン: 権利関係:

頁

判 例 研究

商事判例研究

認められた事例 つきゴルフ場経営会社の商法五九四条二項の責任が シュカードが盗まれ銀行預金が引き出されたことに 「ゴルフ場クラブハウスの貴重品ロッカー からキャッ

事実の概要】

棄却 秋田地裁平成一七年四月一四日民事第一部判決 (平成一六年 イムズーニー六号二六五頁、金融・商事判例一二三〇号二一 第一五四号)、損害賠償請求事件、 [控訴後和解]、 判例時報一九三六号一六七頁、判例夕 請求一部認容、一部

原

弘 明

> ド、クレジットカード等が入った財布を、本件ゴルフ場クラ みになっている は同様に、ロッカー番号、暗証番号を入力して開錠する仕組 クが解除され、物を入れることができ、それを取り出す際に いるボックスの番号と任意の暗証番号四桁を入力するとロッ 央部にテンキーが設置されている。 本件ロッカーは、空いて ない位置にあった。本件ロッカーにはボックスのほか、 スに入れた。本件ロッカーは、フロントから見ることができ ブハウス地階のロッカー室入口付近に設置されていた貴重品 万五、〇〇〇円、 訴外A銀行協和支店発行のキャッシュカー 日、本件ゴルフ場を知人と共に訪れ、午前八時ころ、現金五 ゴルフ場」と呼ぶ) の会員である。Xは平成一五年八月二四 ロッカー (以下「本件ロッカー」と呼ぶ) の一〇番のボック X (原告) はY (被告) が経営するゴルフ場 (以下「本件

三〇分ころゴルフ客を装い本件ゴルフ場に到着し、 カー のテンキー の蓋の裏側に暗証番号盗撮用の小型カメラを 訴外S・D・W(以下「Sら」と呼ぶ)は、 当日午前七時 本件ロッ

取り付けた。当初は受信状態が悪く暗証番号の判読ができな

キャッシュカードと本件ロッカー 使用時の暗証番号は同一で 暗証番号違いで引き出せなかった。 あった。なお、クレジットカードによる引き出しも試みたが、 布に入っていたキャッシュカードを使用して、 が財布を窃取した。SらはA銀行山王支店に向かい、Xの財 にもう一か所の暗証番号もわかったため引き返し、今度はS ころ当該暗証番号を使って一〇番のボックスを開け、×の財 かったものの、 回に分けて、合計五六二万一、〇〇〇円を引き出した。 スから財布を窃取し、一旦本件ゴルフ場を後にしたが、 布を窃取しD・Wの待つ車に戻った。 ○番のボックスの暗証番号を判読し、Sは午前八時五○分 S・W両名で受信機を調整するなどした結果 Wが別の一個のボック A T M 機 で 六 さら X の

以下の通りである。 法所定の遅延損害金支払を求めて出訴した。その法律構成は、 又はYに対し、五六二万一、〇〇〇円と支払済みまでの民

のフロント近くに設置され、顧客が暗証番号を忘れたり緊急号は顧客が任意に決めるが、本件ロッカーはクラブハウス内件ロッカーに保管するよう張り紙をしている。確かに暗証番本件ロッカーはYの省力化のため設置され、貴重品を本

主人であることは認めたが寄託関係の成立を争い、

につい

これに対しYは、

については張り紙の事実とYが場屋の

して、 るので、Yは不法行為責任 七条)を負う。 件ロッカー はその一部であるから、Yは工作物責任 ルフ場クラブハウスは建物であり土地の工作物であって、 ない場屋の主人の責任 (商五九四条二項) を負う。 **Yには上記**のとおりの不注意があるから、Yは寄託を受け カーに物を入れたことにより寄託関係が生じないとしても、 そして本件ロッカーの監視は不十分であった。 における本件同様の犯罪多発を認識していたか、認識できた。 で多発しており、手口も同様であった。よってYはゴルフ場 から、暗証番号盗用によるキャッシュカード等の窃取が全国 から寄託物について善管注意義務 (商五九三条) を負う。 の主人の責任 (商五九四条一項) を負う。 の来集を目的とする場屋であるから、Yは寄託を受けた場 ××間には商法上の寄託関係が成立しており、ゴルフ場は客 顧客とYが重畳的に占有、 の場合はYが開錠できることから、本件ロッカーの在中物は 当時本件ロッカーと同様のゴルフ場の貴重品ロッカー Y には前述のように善管注意義務違反があ 管理しているものである。 (民七〇九条)を負う Υ 仮に本件ロッ は商人である (民七一 本件ゴ よって

を負わない、として全面的に争った。 意義務を果たしたとし、 土地工作物該当性を否認し、 については本件ロッカーが容易に移動・搬出可能なことから いては本件ロッカーの管理はその前をトイレ掃除等のためY で窃取行為の予見・結果回避可能性がなく民七〇九条の責任 従業員が常に周囲を歩行していたから十分であったとし、 またSらの行為が巧妙・新規のもの については上述の通り善管注

てはYの商人性は認めたが寄託関係の成立を否定し、

につ

がなかったことの評価、 の可否 との間の相当因果関係の有無 にしたことによる過失相殺の可否、が争点となった。 本件ロッカーとキャッシュカードの暗証番号を同 本件ロッカー 使用約款による免責 高価品の明告 (商五九五条)

は

を預かるように要求した形跡がなく、

本件ロッカーの上に

ることはできず、また「 ×が、直接フロントの係員に財布 が本件ロッカー の在中物を自己の支配内においていると認め

またこの他に、

財布の窃取とATM機からの現金引出し

を確認することは予定されていないこと等の事情」から、 を除いて、Yが顧客に無断で解錠して本件ロッカーの在中物 な物かもY従業員は認識していないこと、 定した暗証番号はもとより、ボックス内の在中物がどのよう を被告側で当然に把握できる仕組みがないこと、 用しているのか否か、そして何時物を入れて何時出したのか といえるか否かを検討し、「 ある顧客が本件ロッカーを利 例外的な緊急時 顧客が設 Υ

示して、寄託関係の成立を否定し、それを前提とする商五九 件ロッカーを設置していたと評価することはできない」 あったとしても、 りします。』と記載されていること.....を併せ考慮すれば、 掲げられていた『フリーボックス使用約款』と題する文書に 貴重品を本件ロッカー に保管することを勧める旨の張り紙が 『お客様のご希望により貴重品等をフロントでもお預か Y が、 従業員に直接保管させる代わりに本 と判

二争点 いても、 について。 本件ゴルフ場のクラブハウスが場屋に の説示に従って、 請求に理由がないとした

四条一項に基づく請求は理由がないとした。 また争点

につ

(判旨)

請求一部認容 [控訴後和解]。

ボックス内に物を入れることをもって、Yにこれを寄託した 争点 について。 裁判所は、 顧客が本件ロッカーの

カーを設置したのであるから、

本件ロッカー 自体の安全を維

らが営業する場屋に、『貴重品ロッカー』と銘打って本件ロッ務違反について。XY間には寄託関係はないが、Yは、「自該当し、Yがその主人であることは争いがない。善管注意義

る等の事情によっても、窃盗犯人を心理的に萎縮させる効果している、頻繁に人通りがある、監視カメラが設置されていり防衛策を講じられないものではなく、付近に従業員が常駐うべきであるが、窃盗犯人の具体的な手口が認識できない限

手口が具体的に紹介されたと認めるに足りる証拠はないとい

とにつき、商法五九四条二項の『不注意』があると認められる常さには、Xが本件ロッカーに保管していなかったと推認され、これのでは、「本件ゴルフ場のクラブハウスは、警備の程度が鑑みれば、「本件ゴルフ場のクラブハウスは、警備の程度がいり場を選択しており、員面調書において、本件ロッカーがルフ場を選択しており、員面調書において、本件ロッカーが

在する危険性を指すとして否定した。 三 争点 については、民七一七条の「瑕疵」は工作物に内

争点

については、「本件ロッカーの設置場所の選択及

五 争点 について。裁判所は財布の窃取とATM機からの為上の注意義務違反を否定した。業務過程を逸脱したとまでは評価できない」として、不法行びその付近の監視の程度が、ゴルフ場のクラブハウスの通常

との文言があり、 当時「一」のような張り紙があり、 本いがない。そして、 本件ロッカーの上に「貴重品ロッカー」 の相当性を否定する事情には該当しないとした。 現金引出しとの間の相当因果関係を肯定し、Xの落ち度はそ

証はない。

さらに、Sらが下見をした上で、

盗みが可能なゴ

ない場所に設置されており、

またYは従業員等による見回り

の実施を主張するが、

見回りの頻度、

担当者等の具体的な立

があると考えられる。」 本件ロッカー はフロントからは見え

ていたことが寄与していたことは否定できない

多いことは容易に想像でき、 件ロッカー のボックスの大きさから財布が預けられることが 常識的な額の範囲内だった等の事情を考慮すれば、Yには高 ドの類が入っており、預金金額も本件ゴルフ場の会員として 財布には通常キャッシュカー

「告示」(商五九四条三項) に止まるとして、免責の主張には さ等に照らし、周知性に乏しいとし、 当該約款はXY間の契約内容にはなっておらず、単なる 争点 について。 裁判所は約款の掲示場所・文字の大き 他に主張立証がないた

ないとした。

価品の認識があったと認められ、

明告の欠如の主張は理由が

ば

理由がないとした。

用時の暗証番号を、キャッシュカードの暗証番号と同一にし ら現金が引き出されたことについては、Xが本件ロッカー使 に照らせば、×のキャッシュカードが使用されてATM機か トカードは、暗証番号違いのため使用できなかったこと..... 争点 について。「窃取された財布に入っていたクレジッ

カーの暗証番号は、ゴルフをしている間だけ記憶していれば カードの暗証番号と同一にする心理は理解できるが、本件ロッ 記憶の便宜のために本件ロッカーの暗証番号をキャッシュ

> 判所は、 金の請求を認容した。 異なる番号を用いてもさしたる不便はないこと、 Yが介入できない性質の行為であること等の事情を考慮すれ の暗証番号の設定は、専ら顧客の支配領域内の出来事であり、 よい番号であるから、 四割の過失相殺を行うのが相当である。」結論として裁 請求額の六割 自己の所有するカード類の暗証番号と (三三七万二、六〇〇円) と遅延損害 本件ロッカー

評釈】 結論には賛成するが、 判旨「一」 四四 につき疑問

がある。

号一〇頁) と否定されたもの (東京高判平一六・一二・二二 号五六頁、東京地八王子支判平一七・五・一九金判二二二〇 が認められたもの (東京地判平一六・五・二四金判一二〇四 金判一二一〇号九頁 [前掲平成一六年東京地判の控訴審]、 認められたものである。 同様の手口の盗難事件について、ゴルフ場経営会社の責任が 本裁判例は、 当時全国で起こっていたゴルフ場における 同種事案についての裁判例は、 責任

東京地判平一七・一〇・二〇金法一七六〇号六頁) とに分か

ಶ್ を一部認容した裁判例として、 れており、また肯定裁判例においても法律構成に差が見られ 本裁判例は、 他の同種事案とは異なった法律構成で請求 重要な意義を有する

ることなどから、現在においてもなお検討の価値は失われて る求償の問題が残り、その際本裁判例の判断は参考にされう 被害者の損害は同法によって金融機関により填補されるが、 るが、同法施行前の損害が補償の対象外とされていること、 及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻 金融機関から本件Yゴルフ場経営会社のような相手方に対す れるため、 し等からの預貯金者の保護等に関する法律」によって救済さ なお本件のような事案の被害者は、 本件のようなケースは減少しているものと思われ 現在は「偽造カード等

場所の提供ではなく自己の支配下におくことが必要であるこ るのが、 ので、寄託ではなく場所の賃貸借ないし使用貸借であるとす しては、 重品ロッカーの利用は、 まず判旨「一」 寄託契約の目的たる「保管」が狭く解されていることな 厳格な結果責任を負わせる商五九四条の趣旨から 民法・商法学説の一般的な見解である。 についてであるが、 所蔵物自体の支配権移転を伴わない 本件の×のような貴 その理由と

いないといえる。

いが、 関連裁判例も同様の結論を示している。 貴重品ロッカーについてのものではな

どが挙げられている。

条に基づく責任を認めている。また同裁判例においては、 がクラブハウス内にあること、管理会社が利用者の同意ある ないとされている。 いても商事寄託契約・善管注意義務を否定する理由にはなら に設置すれば、フロントでの貴重品預かり態勢が整えられて 般ロッカーと別に貴重品ロッカーをフロントから見える位置 いう条件つきで寄託契約成立を認定し、結論として商五九三 おり、それを根拠に「少なくとも盗難に関する限りでは」と カーに貴重品を収めるよう指示があったといえると認定して 負えない旨の表示があったことの反対解釈から、 品ロッカーとは別の一般ロッカーに、貴重品について責任を し、貴重品ロッカーがフロントから見える位置にあり、 とき・緊急のときには解錠できることから会社の占有を認定 これに対して前掲平成一六年東京地判は、 貴重品 貴重品ロッ ロッカー 貴重

の表示について立証がないこと、 会社側が利用状況を把握していないこと、「貴重品ロッカー」 当該ロッカー を利用するか否かは利用客に任せられており しかし同裁判例の控訴審である前掲平成一六年東京高判は、 当該ロッカー に責任を負わ

れている

問題は、

本裁判例や平成一六年東京高判の指摘するとおり、

立を否定している。たとは認められないことなどから、結論として寄託契約の成たとは認められないことなどから、結論として寄託契約の成ない旨の明示がなかったことから責任を負う旨の表示があっ

して本件ロッカーが設置された訳ではないという認定がなさを否定し、自己の支配下においているとは認められないとすまった。また、Xがフロントに財布を預かるよう要求していない点、本件ロッカーの約款に「貴重品等をフロントでもお預い点、本件ロッカーの約款に「貴重品等をフロントでもお預い点、本件ロッカーの約款に「貴重品等をフロントでもお預い点、本件ロッカーが設置された訳ではないという認定がなされているとは認められないとすを否定し、自己の支配下においているとは認められないとすを否定し、自己の支配下においているとは認められないとすを否定し、自己の支配下においているとは認められないとすを否定し、自己の支配下においているが表示している。

るのは、Xを含めた一般人の理解には到底かなうものではある。それに、「貴重品を本件ロッカーに保管することが可能である。それに、「貴重品を本件ロッカーに保管することを勧める。それに、「貴重品を本件ロッカーに保管することを勧める」という記載は、本件ロッカーとフロフロント「でも」預かるという記載は、本件ロッカーとフロフロント「でも」預かるという記載は、本件ロッカーとフロフロント「でも」預かるという記載は、本件ロッカーとフロフロント「でも」のではあ

るまい。

と解するのは不可能ではないかもしれない。 寄託契約としての申込みと承諾の合致は十分認定できる 約の承諾を利用者による貴重品のロッカー 預入れとすれば れば、Yによって包括的に寄託契約の申込みがなされている り、通常のロッカーと分けて設置されていることも併せ考え 本件ロッカーが貴重品を収めることを前提としたサイズであ 約款の記載を重視し、また判旨では重きを置かれていないが、 約概念に忠実な考え方であるこのような指摘は軽視できない。 結論の双方について批判的な評釈が多く見られるが、寄託契 成する評釈もある。平成一六年東京高判については事実認定・ られない以上肯定できないとして、平成一六年東京高判に替 を特定しないままの寄託契約成立は、債務負担の合意が認め 見解などが提示されている。 これに対して、ロッカー内容物 めのサービスとして受け取り保管する場合は商事寄託とする 託と商事寄託を区別し、 ては、金融機関の貸金庫と同様に考えるとする見解、 しかしながら、本裁判例では張り紙と、本件ロッカー 使用 本件のような事案で寄託契約成立を肯定する理論構成とし 商人が付属的商行為として営業のた そして、当該契 民事寄

当該張り紙の一般人からみた理解ではないか、 にも思えるが、この点をXに不利に解することには疑問があ 張り紙等を重視することで肯定可能ではないかと考える。 肯定している。 ないとしても、Xが本件ロッカーのボックスの蓋を閉めた時 は解錠できるという点も十分な理由付けとはならない。 見解からは、この点を肯定できなければ契約成立は肯定でき 事寄託契約を民事寄託契約と同様に要物契約と考える一般的 このような寄託契約成立肯定説にとってマイナスに働くよう 点で貴重品を受け取ったのと同視できるのではないか。 の預入れを同視すべきと考えるならば、Yは暗証番号を知ら なわち、既に述べたようにフロント預かりと本件ロッカー しこの点についても、少なくとも本件の事実関係においては、 ているのは原則として利用者だけであるから、Yが緊急時に 置したことだけでは根拠とならないし、また暗証番号を知っ ない。この点、たしかに本件ロッカーをクラブハウス内に設 XからYへの支配移転を肯定することが困難な点にある。 判旨「二」において、 私は前述の通り、本件において最も重視されるべきは、 本件ロッカーがフロントから見えない位置にある点は 同項の場屋営業者の責任の理解は説によって 裁判所は商五九四条二項の責任を と考えている。 もっ しか す 商

場屋該当性については見解によって理由付け・範囲に若干のの内容とその違反の有無を検討している。なお、ゴルフ場の本裁判例は、当該「不注意」の認定の前提として、注意義務する説が一般である。そして「不注意」は過失の意とされる。差があるが、場屋の利用関係に基づき法が認めた法定責任と

差があるものの、

一般に肯定されている。

は、場屋に「貴重品ロッカー」と銘打った本件ロッカーを設置したYには、本件ロッカー自体の安全を維件ロッカーを設置などで防衛策を講じうること、Yがそれらを監視カメラ設置などで防衛策を講じうること、Yがそれらを上たした立証がないこと、Sの調書からも警備が手薄だったと推認でき反証がないこと、Sの調書からも警備が手薄だったと推認でき反証がないことから、貴重品が保管されやすく窃力がでにとって周辺があるとは言えないが、Yは付近の従業員の常駐や見回り、本にした立証がないことから、「不注意」があると認めらと推認でき反証がないことから、「不注意」があると認めらと推認でき反証がないことから、「不注意」があると認めらいるとした。

ないしフロントから見通せる位置にあり、また暗証番号入力が、平成一六年東京高判においては、ロッカーがカウンターる。この点は平成一六年東京高判と結論を異にする訳であるこの「不注意」の存在を肯定した判断は妥当であると考え

が も あ の る。の

実際に、

平成一六年東京地判・同東京高判の被告は

主張しており

同種盗難事件の予測不可能性を根拠に不可抗力による免責を

(裁判所は判示の順序との関係で判断してい

な

すべきであろう。

種事案が裁判となった場合には、

原告代理人は双方とも主張

寄託契約の成否についてはやはりよく検討する必要

い)、それが認められることは困難と思われるが、

無過失免

価しうる。 価しうる。 価しうる。 で、本裁判例は相対的に無理のない構成とも評するよう警告するシールが貼付されていた点が本件と明らかするよう警告するシールが貼付されていた点が本件と明らかするよう警告するシールが貼付されていた点が本件と明らかするよう警告するシールが貼付されていた点が本件と明らか

なお、

前掲平成一七年東京地八王子支判は、被告スポー

ツ

装置のカバー 部分に盗難防止のための暗証番号の盗用に注意

序 (五九四条一項、五九三条、五九四条二項) は肯定しうる序 (五九四条一項、五九四条一項については不可抗力による免された場合には、五九四条一項については不可抗力による免責のみ認められているのに対し、後二者では無過失免責が認められている点で結論に差異が生じ得る。五九四条一項と五九三条とは趣旨が異なると解されるので、本裁判例のようしかし、この点には留保が必要であろう。本裁判例のようしかし、この点には留保が必要であろう。本裁判例のよう

てていない。この点は争う余地があったものと思われる。いては同旨を抗弁するが、商五九四条二項の抗弁としては立右される可能性も否定できない。本件被告は民七〇九条につ責の根拠とされることは十分に考えられ、その場合結論が左

告にとってより有利となる余地があるものと考える。今後同であるとする文献がある。しかし、法定利率の違いは生じ得であるとする文献がある。しかし、法定利率の違いは生じ得であるとする文献がある。しかし、法定利率の違いは生じ得であるとする文献がある。しかし、法定利率の違いは生じ得るじ、高価品の明告(商五九五条)の規定が安全管理義務違反を認定し債務不履行責任(民四一五条)を肯全には適用されないとする見解に立つならば、明告及び被告るじ、高価品の明告(商五九五条)の規定が安全管理義務違るじ、高価品の明告(商五九五条)の規定が安全管理義務違るじ、高価品の明告(商五九五条)の規定が安全管理義務違る。今後同であるとする文献がある。今後同であるとする文献があるものと考える。今後同の認識(後述「六」参照)を欠く場合は民四一五条構成が原の認識(後述「六」参照)を欠く場合によりでは、明告及び平成の法律があるものと考える。今後同の認識(後述「六」参照)を欠く場合により、明告及び平成の法律があるものと考える。今後同の認識(後述「六」参照)を欠け、日本の表述といる。

責任をともに否定している。四「判旨「三」「四」において、裁判所は民法上の不法行為

妥当と解する。思われるが、これを否定した判旨は、結論・理論構成ともにいてこれに類するものと解する有力説に着想を得たものかと土地工作物責任の主張は、商五九四条二項の法的性質につ

判例の採用する相当因果関係説の内実については議論がある が、これらを区別するのであれば少なくとも注意義務違反の 高判は、商五九四条二項の責任と不法行為責任の注意義務を 内容を明示すべきだったのではないか。前掲平成一六年東京 替えたとしても民七○九条の過失と同義に扱う必然性はない 度違うだろうか。商五九四条二項の「不注意」を過失と読み はあるが民七○九条の注意義務はないとする。この点、 つものと思われるが、その上で商五九四条二項の「不注意! 合の関係に立つと解されている。 検討の余地があるが、こちらの方が理論的には理解しやすい まとめて扱い、両者ともに否定している。その結論の当否は 上たしかに両者の区別は可能なのだが、実際これらはどの程 また、不法行為責任と商五九四条二項の責任とは請求権競 条件関係と相当性で区分するとすれば、本件では財布の 判旨「五」において、裁判所は相当因果関係を肯定する。 本裁判例も同様の前提に立 理論

> 所の事実認定・結論ともに妥当である。 ていたときには、衡平の観点から免責されないとされている。 主張する。 カードが入っていることはいずれも通常のことであり、 本件ロッカーに財布が預けられること、財布の中にキャッシュ いては、明告がなくとも場屋営業者が高価品であることを知っ 張には理由がないとする。 妥当であり、相当因果関係を肯定した結論は支持できる。 ることは十分あり得、 シュカードの暗証番号が同一であることから相当性を欠くと 言える。 六年東京地判の指摘するとおり、 判旨「六」において、 問題は相当性の有無であり、Yは本件ロッカーとキャッ 本件判旨は結論のみを述べているが、 ×の落ち度は過失相殺で調整するのが 高価品の明告 (商五九五条) につ 裁判所は高価品の明告の欠如の主 両者の暗証番号を同じにす 前掲平成一

八 最後に、判旨「八」において、裁判所は請求額の四割をいが、免責の特約を結ぶことは可能と解されている。裁判の、本件ロッカー上部の約款は周知性が乏しく、特約に該当しないと判断しており、妥当と解される。 裁判の 最後に、判旨「七」において、裁判所は免責特約の主張を退けて 土 判旨「七」において、裁判所は免責特約の主張を退けて

窃取とATM機からの現金引出しとの間に条件関係はあると

過失相殺している。

本件過失相殺の根拠となる法条について

*

Iţ 討の余地があるが、 ち度を咎めない理由とはならない。具体的な割合の当否は もあるが、キャッシュカードとロッカーの暗証番号を同じに もっとも、四割とした平成一六年東京地判を疑問とする解説 案で三割 (平成一七年東京地八王子支判) ないし四割 が当然の前提とされている訳でもないようであり、 項を法定責任とする一般的見解がこの点につきいかに解する した事例が多く見られるという「普遍性」だけでは、Xの落 原則とされているのかもしれない。過失相殺の割合は同種事 一六年東京地判) とされており、本裁判例は四割としている。 必ずしも明らかでない。民四一八条適用ないし類推適用 Yの主張、 判旨ともに明示されていない。商五九四条二 本裁判例を含む一連の裁判例の処理は妥 法 (平成 の 検 般

九頁、渡邊博己・京都学園法学五〇号七一頁がある。また、鴎法学一四巻一号二六一頁、森川隆・法研八〇巻二号一一号一頁、笹本幸祐・法セ六一二号一二八頁、白石智則・白研究四八号一九頁、小菅成一・嘉悦大学研究論集五〇巻一研究四八号一九頁、小菅成一・嘉悦大学研究論集五〇巻一研究四八号一九頁、小菅成一・嘉悦大学研究論集五〇巻一本判決の評釈等として、淺野響・金判一二二七号二頁、本判決の評釈等として、淺野響・金判一二二七号二頁、

志 = 榎本一久・月刊ゴルフマネジメント二五八号一〇〇頁ゴルフ業界専門誌で本判決を紹介したものとして、服部弘

注

1

なおYは判決を不服として控訴したが、

控訴審

(仙台

がある。

朝刊秋田版参照。解が成立している。朝日新聞二〇〇五年一〇月二〇日付

高裁秋田支部) において、三三〇万円の支払をもって和

- 2 地判、 例についてのもの)。 京都学園法学五〇号七一頁 (本件秋田地判を含む四裁判 寄託契約の成否」金法一七三七号四頁 (平成一六年東京 場屋営業者の責任」嘉悦大学研究論集五〇巻一号一頁 (平成一六年東京地判、 一二九一号) 一〇二頁、小菅成一「客の携帯品に対する 号五一頁、 七年秋田地判を含む裁判例を検討した論文)、谷本誠 評釈等として来住野究・平成一六年度重判解 ·銀行法務21六四三号五四頁、 平成一六年東京高判についての紹介)、渡邊博己・ 吉田光碩「貴重品ロッカーへの格納と商事 平成一六年東京高判、 野口恵三・NBL八〇 本件平成 (ジュリ
- 邊光政・リマークス三二号七六頁、谷本誠司・銀行法務掲注 (2)、高橋美加・ジュリー三三一号一六八頁、田(4) 評釈等として淺野響・金判一二一四号二頁、小菅・前(3) 評釈等として小菅・前掲注 (2)、渡邊・前掲注 (2)。

吉田光碩・前掲注 (2)、渡邊・前掲注 (2)。四一巻四号二〇七頁、吉田直・金判一二三二号五九頁、21六五八号一一〇頁、中元啓司・北海学園大学法学研究

- 5 機関は本件におけるSらのような直接的加害者に対する 属することになると思われるので、本裁判例を含む同種 止まる場合は、 項によって金融機関の補填額が補填対象額の四分の三に なお、実例は想定しがたいかも知れないが、同法五条二 件判批」白鴎法学一四巻一号二八三頁も同旨であろう。 ることは可能ではないか、と考えている。白石智則「本 二号の「その他の第三者」にゴルフ場等経営会社を含め という趣旨だと思われる。もっとも私は、同法六条 社に対する債権については一義的には代位取得できない 被害者の債権は代位取得するものの、ゴルフ場等経営会 ここでは問題の所在の指摘に止め」るとする。敷衍する ルフ場等経営会社に求償可能かどうかは問題になるが、 る制度がないので、金融機関が過失責任を負うはずのゴ た場合、保険の請求者代位 (商法六六二条二項) に類す 貯金者保護法によって金融機関が預金者の損失を負担し 事案の先例としての価値はより高いといえよう。 渡邊・前掲注(2)六九頁は、「偽造・盗難カード預 同法五条二項・六条三項の代位規定によって、 金融 損害賠償請求権が金融機関と被害者に分
- 二三九頁など。 光男『商法総則・商行為法 [第五版]』(有斐閣、平一八)
- 東北学院大学論集法律学六〇号二九頁。(7) 梅津昭彦「客の持込品についての場屋営業者の責任」
- 法大系』(有斐閣、昭三八)三頁。(8) 松本暉男「寄託契約」契約法大系刊行委員会編『契約
- 九六頁 (保養センター駐車場)。 (浴場脱衣箱)、高知地判昭五一・四・一二判時八三一号(9) 大阪地判昭二五・二・一〇下民集一巻二号一七二頁
- (1) 渡邊・前掲注 (2) 八八頁以下。参照、最判平一一・

一一・二九民集五三巻八号一九二六頁

- 平一九) 一六八頁、一七二頁。後掲注 (17) 参照。 「ケーススタディ現代商行為法 [第二版]』(中央経済社、(1)) 吉田直・前掲注 (4) 六一頁。より詳しくは、吉田直
- (17) 参照。 (12) これらの見解についての私見は、後掲注 (15) 及び注
- (13) 高橋·前掲注 (4) 一七〇頁
- 実認定については後掲注 (22) 参照。 (4) 中元・前掲注 (4) 、吉田直・前掲注 (4) など。事
- の点については、通常のロッカーとロッカー室付近に設けを持つが、結論としてはこの考えに近い。もっともこれは本件ロッカーが貸金庫と同様のレベルで貴重品を安全に保管する目的を有すると捉えることが可能かには疑い 渡邊・前掲注 (2) 八九頁も、「包括的な受寄者とし

6

平元)三〇九頁 [明石三郎]、内田貴『民法 債権各論

幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法 (16)』(有斐閣

[第二版]』(東京大学出版会、平一九) 二八四頁、

に暗証番号式の場合も、フロントにそれを伝えることは

あり得ないが、このような場合およそ支配移転は肯定し

明記している。

- (16) この点に関する来住野・前掲注(2)一〇三頁の指摘
- - **頁など参照。もっとも、この差が解釈論に与える影響は** 少なくない。 田中誠二 = 喜多了祐 = 堀口亘 = 原茂太一 べるが、文献の中では「付随的」な法定責任との説明も ろうが、私はそこまで踏み込むことには躊躇を覚える。 別論からすれば、同裁判例でも契約成立を肯定し得るだ 肯定する。そこで前提とされる民事寄託と商事寄託の峻 案においても貴重品ロッカーのフロント預入れ代替性を 田直・前掲注 (4) 六一頁は、平成一六年東京高判の事 例外的に認め得るのではないか、というものである。 はXY間の合理的な当事者意思解釈として、支配移転を 理論面での「原則的」な帰結であっても、本件において 得なくなってしまうのであろうか。 『コンメンタール商行為法』(勁草書房、 に基づき法が認めた特別の責任と理解されている」と述 様に捉えても、契約成立を肯定できると考えるのである。 しかし、本件の事例においては民事寄託と商事寄託を同 たとえば森本滋編著『商行為法講義 [第二版]』(成文 平一八) 一八九頁 [戸田暁] は、「場屋の利用関係 私の考えは、 昭四八) 五一六 それが
- (19) 石井照久=鴻常夫『商行為法 (商法)』(勁草書房、印五三) 一九二頁、西原寛一『商行為法』(増補三版、昭五三) 一九二頁、西原寛一『商行為法』(増補三版、明五三) 一九二頁、西原寛一『商行為法』(勁草書房、

小さいだろう。

(20) 名古屋地判昭五九・六・二九金判七〇六号二六頁、前

ゴルフ場クラブハウスの場屋該当性は肯定するのが妥当 ることには慎重であるべきである。 照)、少なくとも場屋主人の責任を判断する際の場屋の はいえず (後藤元 るものであり、場屋主人の責任についての直接の先例と 店の場屋該当性を否定した大審院判例(大判昭一二・一 るので、この点に重きを置いていない可能性も否定でき 集を目的とする場屋に該当するものと認められる」とし 施設を設け、客にこれを利用させるものとして、 と認められるから....、 ているわけではなく、一般的に利用が可能な施設である 高判は、「本件ゴルフ場は、利用者が特定の者に限られ についての明言は避けている。 場屋にあたるとするが、ゴルフ場全体が場屋に当たるか なくとも.....クラブハウス及びこれに近接する一帯 裁判例についてみると、 しれない。 ないし範囲についての裁判例についても留意が必要かも 掲平成一六年東京高判。この点に関連して、 範囲について、 ・二六民集一六巻一六八一頁) は競業避止義務に関す 平成一六年東京高判は寄託契約の成立を否定してい そのような限定をしていないように見られる。 もっとも、この問題に関して先例とされる、 場屋該当性を一般的に広く認めるべきか否かに 学説は一般に場屋該当性を広く認める。 裁判例が一般に狭く捉えていると断定す 「判批」ジュリー二八一号一六一頁参 公衆の来集に適する人的・物的 昭和五九年名古屋地判は、 他方前揭平成一六年東京 しかし、 場屋の定義 少なくとも

判平一四・五・二九判時一七九六号九五頁。ここでは以上の点だけ確認するに止める。 参照、東京高つき論ずることは評釈の範囲を超えると思われるので、

(21) なお防犯カメラが同種事案の抑止力となりうるか否か

の評価については、高橋・前掲注 (4) 一七一頁参照

- 前掲注(4)一七一頁、吉田直・前掲注(4)六三頁。判例評釈が指摘する通り疑問を禁じ得ない。参照、高橋・まゴルフをすることができる等判示している点は、同裁もっとも、平成一六年東京高判が、貴重品を持ったま
- F)皮膚が鳴き品にうれてうむ賃≧、「stomの)がう)、ただし、原告は商法上の請求を立てていない。当該事疑問とするものとして、来住野・前掲注 (2) 一○三頁。五九三条を五九四条よりも先に検討している。この点を

23

ただし、前掲平成一六年東京地判・同東京高判は、

- (24) ただし、原告は商法上の請求を立てていない。当該事ためと考えられる。
- 淺野響「本件判批」金判一二二七号四頁

25 25

- (26) 渡邊・前掲注 (2) 九四頁
- 頁。なお来住野・前掲注 (2) 一〇三頁参照。(27) 森川隆「本件判批」法研八〇巻二号一一九頁、一三四
- への商五九五条適用を認めなかった(もっとも、貴重品民法不法行為に基づく原告からの請求につき、不法行為に関してであるが、東京高判昭和四九・三・二〇下民ニのお、、不法行為責任に対する商五九五条の適用の可否

- (2) 田中誠二『新版商行為法 (再全訂版)』(千倉書房、昭知一)一三七頁は、「設備の設置に伴う特殊の不法行為責任(民七一七条参照)と解することができな不法行為責任(民七一七条参照)と解することができな エー)二七〇頁。なお、服部榮三『商行為法講義』(文(の) 田中誠二『新版商行為法(再全訂版)』(千倉書房、昭
- 九新聞四七八七号一三頁。(3) 商五九五条と民七一五条につき、大判昭一七・六・二
- 四二二頁以下など参照。(31) 川井健『民法概論4 (債権各論)』(有斐閣、平一八)
- (3) F出・前島主(8)、二つ雪。参召、長判Fニュ・ニ・(32) 前掲平成一六年東京地判の被告も同旨を主張している。
- については周知の通り議論があるが、本裁判例において(34) なお、キャッシュカードが高価品に該当するかどうか二八判時一八二九号一五一頁。
- (36) 淺野・前掲注 (25) 五頁は、「過失相殺の可否 (民法(35) 田中ほか・前掲注 (18) 五一七頁など。は立ち入らない。は当事者間に争いがないと認定されているので、ここでは当事者間に争いがないと認定されているので、ここで

- ていない。これに対して、商五九四条二項の責任を土地 が、当該責任に対する過失相殺の抗弁については言及し 寄託契約上の責任ではないとする西原説を引用している 一法規、 れます」とする。大江忠『第二版 要件事実商法』(第 を類推適用することには、あまり異論はないものと思わ 殺を定める民法四一八条または民法七二二条二項の規定 件判解」商事法研究四八号一八頁は、淺野評釈を引用し、 て過失相殺の法理を (類推) 適用することについて、 害の公平な分担の見地から、この特殊な法定責任につい 四一八条)」という項目の中で、 ことはないと思われる おり (内田・前掲注 (6) 四一五頁)、結論に差が出る 工作物責任類似と捉える田中誠二説からは、 「過失相殺を認める明文の規定はありませんが、過失相 論がないものと思われる」とする。 |項の文言の差を解釈に反映させるべきではないとして 一項が適用ないし類推適用されることになろう。 現在の民法の一般的見解は、 平一八) 三三二頁は、商五九四条二項の責任は 「明文はないものの、 民四一八条と七二二条 また久保田安彦 民七二二条 もっと
- 野口・前掲注 (2) 五五頁。

37